

自由設計科目の登録変更期間について

以下のとおり自由設計科目の登録変更期間を設けますので、希望する場合は、登録区分の変更を行ってください。

（登録区分の変更は「Web履修登録システム」上から行います。）

【登録変更期間】 科目の種類によって登録変更期間が異なりますので、ご注意願います。

全学教育科目	令和7年6月16日（月）7時00分～18日（水）23時30分
法学部専門科目 （他学部科目・ 国際交流科目を含む）	令和7年8月26日（火）7時00分～27日（水）23時30分
集中講義科目 （他学部科目・ 国際交流科目を含む）	令和7年10月1日（水）7時00分～2日（木）23時30分

※全学教育科目の4学期制科目の自由設計科目の登録変更期間は、別に設定されています。詳細は、別掲示を参照してください。

※他学部科目・国際交流科目については、法学部専門科目の変更期間に登録区分の変更が可能です。

ただし、国際交流科目は、Web履修登録システムからは変更できませんので、「自由設計科目 区分変更願」を所定の期間内に法学部教務担当まで提出してください（メール提出可）。

【登録区分の変更に関する留意事項】

■どの科目が変更できるか？

→学生便覧に記載されている実行教育課程表で「選」又は「選必」となっている科目（選択必修の外国語科目を除く）が変更対象となります。詳しくは、学生便覧を参照してください。

■抽選科目の区分変更は可能か？

→「一般教育演習（フレッシュマンセミナー）」や「外国語演習」のように、抽選で履修を許可された科目も登録区分の変更は可能です。ただし、集中講義（全学教育科目）は自由設計科目に登録変更することができません。

■今学期履修した科目を、来学期以降に登録区分を変更することはできるか？

→できません。登録区分の変更が可能なのは、その科目を履修している学期の所定の期間のみです。

■変更すると履修登録の上限単位数を上回るが問題ないか？

→「自由設計科目」の登録区分を変更した結果、履修登録時に設定されていた上限単位数を上回っても構いません。

■変更する単位数に制限はあるか？

→特に制限はなく、何単位でも変更することができます（例えば、法学部2～4年次学生は、履修登録時の「自由設計科目」数は6単位までですが、今回「自由設計科目」に変更する場合、6単位を超えて変更することができます）。ただし、登録変更後の「卒業要件に算入する予定の科目・GPA対象科目」の科目・単位数が、学科分属や進級・卒業の要件を満たしているか注意してください。

■区分変更を間違えて登録してしまったので、変更したい。

→期間内であれば何度でもログインして変更が可能です。ただし、期間終了後の登録変更は一切受けられません。卒業要件に必要な科目について登録区分を誤らないよう、注意してください。

■自由設計科目にしないとどうなるか？

→成績証明書において成績評価が記載され、GPAに反映されることとなります。

※やむを得ない事由により、「Web履修登録システム」から操作ができない場合は、登録変更期間内に、法学部教務担当に申し出ること。

自由設計科目の登録区分変更

に関する留意事項

1学期に「憲法Ⅰ」・「民法Ⅰ」・「刑法Ⅰ」の単位を修得できずに自由設計科目に登録した場合、2学期末に追試験を受けて合格した者のみ自由設計科目の区分変更が可能となっています。

1学期に上記科目を自由設計科目に登録しなかった者は、2学期末の追試験も合格できなかった場合、自由設計科目の区分変更はできませんので、自由設計科目の登録区分変更に関しては各自でよく考えて行ってください。

法学部教務担当